

青森県教育委員会第781回定例会会議録

期 日 平成26年2月5日（水）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

議事目録

議案第1号	青森県教育委員会委員の人事について・・・・・・・・・・	同意決定
議案第2号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・	原案決定
その他	職員の懲戒処分状況	

平成26年2月5日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時8分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、豊川好司、清野暢邦、町田直子、中沢洋子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員
町田委員、中沢委員
- ・書記
大館利章、村上健

会 議

議 事

議案第 1 号 青森県教育委員会委員の人事について

(鈴木委員長)

議案第 1 号は、私自身の一身上に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 5 項の規定により、私はこの議事に参与することができないので、退室させていただきます。

【鈴木委員長退室】

(豊川委員)

では、私が委員長職務代行者として会議を運営する。議案第 1 号について、教育長から説明をお願いします。

(橋本教育長)

鈴木秀和委員から、一身上の都合により平成 26 年 3 月 31 日をもって、青森県教育委員会委員を辞職したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定に基づき、同意を得たい旨の願い出があったものである。

(豊川委員)

この件について、皆さんから何かあるか。

(橋本教育長)

鈴木秀和委員には、3 期 10 年以上、教育委員を務めていただき、また、委員長としても 5 年という長きにわたりお務めいただいている。

(豊川委員)

他に何かあるか。なければ、鈴木委員の辞職については、平成 26 年 3 月 31 日付けで辞職することに同意することとして異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員)

鈴木委員の辞職については、平成 26 年 3 月 31 日付けで辞職することに同意することに決定する。

議案第 2 号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

そ の 他 職員の懲戒処分の状況

(田村教職員課長)

教育委員会が1月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案であり、処分後速やかに公表を行った事案1についてご説明する。

既に報道されているが、下北地域むつ市の小学校教諭が、児童に対してわいせつ行為を行ったもので、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

(橋本教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり、指導の徹底を図ってきたが、今回、このような不祥事が発生したことから、県立学校及び市町村教育委員会に対し、服務規律の確保を徹底するよう改めて通知した。

県教育委員会としては、関係機関と連携し、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、厳正な服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参りたい。

(清野委員)

事案1について。部活動の遠征中に起きた不祥事であり、しかも複数回にわたって行われたものである。当該教諭はもちろんであるが、学校としても責任を負うべきなのではないか。当該校の管理職の懲戒処分はあるのか。また、近年、教職員によるわいせつ事例、事件が続いたことを受けて、防止対策を取ることを促されているはずであるが、この学校ではどうなっていたのか。

(田村教職員課長)

まず、管理職の責任ということであるが、今回の事案は職員による自校児童に対する行為であるので、校長には管理職としての管理監督責任があるものと考えている。県教育委員会としては、校長に対しては、懲戒処分の対象とまではならないということで、服務監督権者であるむつ市教育委員会から訓告を行うのが相当であると判断し、これを受けて、むつ市教育委員会は文書訓告を行っている。

次に、わいせつ行為防止対策についてであるが、本校では、わいせつ行為防止を含めた服務規律の確保について、職員朝会や職員会議において、県から発出された服務規律の確保の徹底に係る通知を示すなどして指導していたということを校長から確認している。

(清野委員)

現在の状況はどうか。被害生徒、被害を受けなかった在校生、保護者、この学校に勤務する他の教職員の様子はどうか。

(田村教職員課長)

児童については、特に変わりはなく、以前と同様に活動していると聞いている。また、保護者や外部からの問い合わせもなく、学校は現在、落ち着いていると聞いている。

(中沢委員)

改善された点について伺いたい。

(田村教職員課長)

先程、防止対策ということでお話ししたが、本校においては、通知等をもとに研修等を行っているということである。県の方から非違行為根絶のために、様々な事例をもとに防止のポイントなどを示した研修用資料を学校に配布しているが、その中に、わいせつ行為についても記載があり、各校において研修を実施しているものと思っている。

(橋本教育長)

直接この事案ということではないが、今回、小学校の部活動で宿泊をして、そこに教諭が引率して泊まったということであり、部活動の遠征というか、宿泊を伴うものが必要なのか否か、それから、宿泊の管理はどういった形で、保護者とどのような連携をして行うとか、様々な課題があると考えており、今後、事務局の方には小学校長会、あるいは中学校長会、校長協会と、校長先生方や市町村教育委員会とも、どういうやり方がいいのかということについて、少し話をしていくというような方向で検討を指示している。

(町田委員)

生徒さんたちは変わりなく学校生活を送られているということであるが、かといって、絶対何もないということはないと思うので、カウンセラーとか、生徒さんに対するケアをしっかりと指導していただきたいと思う。

もう一点は、部活動に対しての管理システムについて。これは、今回のことに限らず、金銭面で何かあったりとか、今までも色々あると思うので、これを機会に是非、小中高とあわせて、再度、部活動の管理というのをある程度、システムとかルールを決めるという改善が必要なのではないかと思うので、その辺についても今後の課題として考えていただきたい。

(鈴木委員長)

色々通達しても、また同じような事案が出てくる。なぜそうなるのかを各現場でよく反省していただきたい。一人一人の意識と、かつ管理者の意識が必要である。危険を予知する能力というか、例えば、危ないなと思ったら一言声をかける。お酒の場合もそうであるし、そういった出張のときもそうだ。そういうことも大切だと思うので、是非、徹底していただきたい。

他に何かご意見、ご質問はあるか。なければ、懲戒処分の状況については了解した。